

枚方市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）7 月 1 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

上下水道局 経営戦略室（財務担当）  
上下水道総務室  
上水道管理課  
下水道管理課

### (2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和3年（2021年）4月1日（木）から令和3年（2021年）6月30日（水）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

[経営戦略室（財務担当）]

#### ○企業債の発行に関する事務等について

上下水道局では、中長期にわたる事業経営を見据えた投資及び財政計画に基づいて、建設事業の財源として企業債の発行を行っているが、刻々と変化する社会経済情勢を絶えず注視しながら、最適な借入条件を採用するなど、健全な財政運営を行っていくよう要望する。

また、固定資産の減価償却台帳については、同種の資産に対して異なる耐用年数が適用されている事例や誤った耐用年数が適用されている事例が見受けられた。今後は、正しい耐用年数を適用し、減価償却費の適正な計算を行うよう要望する。

[上下水道総務室（総務担当）]

#### ○公用車及びマイクロフィルム文書の管理等に係る事務処理について

上下水道局では、公用車の運行に当たっては、日頃より事故防止に努め、万が一の事故発生に備えて自動車損害共済に加入しているが、当該共済に未加入の状態で運行している事例が見られた。今後は、公用車の所管課と総務担当の連携を図り、加入事務に遺漏のないよう徹底することを要望する。

長期保存を要する文書の一部についてはマイクロフィルム化しているが、マイクロフ

フィルム保存台帳がなく、定期的な保管状況の確認も行われていなかった。市民の財産である公文書の管理については、紙文書のみならずマイクロフィルム文書についても、規程にのっとった定期検査を確実に実施し、適切な環境での保管を維持するよう要望する。

[上水道総務室（営業料金担当）]

○水道料金及び下水道使用料の徴収に関する事務について

水道料金等の二重還付や、公共下水道を使用していないにもかかわらず、誤って下水道使用料を徴収していた事例が見受けられた。

これまでも、市内で商業施設等を運営する事業者に対し、数年に渡り誤った請求をしたことにより、過大に徴収した水道料金等について、利息相当額を含めた金額を返還した事例もあった。

市民からの信頼回復のためにも、水道料金及び下水道使用料の徴収に関する事務については、同様の事例が発生することのないよう、改めて業務の必要性、重要性を再認識するとともに、より一層、業務全般におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務を行うよう強く要望する。

○下水道事業受益者負担金の賦課に関する事務について

上下水道総務室（営業料金担当）では、下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課に関する事務を行っているが、賦課対象区域を見落とししていたため、賦課手続が遅れていた事例があった。

今後、負担金の賦課に関しては、関係部署との連携や複数の職員でチェックを行うことなどにより、賦課対象区域を十分に確認し、適正な事務を行うよう要望する。

[下水道管理課]

○下水道事業に係る占用許可及び水洗化促進に関する事務処理について

電柱の支線に係る占用料の減免について、枚方市下水道条例施行規程では下水道施設の占用許可に係る柱類の支線に限り減免対象としているが、市が許可する柱類の支線についても同様に減免を行っており、そのために必要な規程の整理等が行われていなかった。

今後は、必要な措置を講じるなど、適正な事務を行うよう要望する。

また、水洗化を促進するため、水洗化工事完了後に改造資金の一部を助成しているが、補助金の交付申請が行われた後、長期間にわたり工事が完了していないものが多数見受けられた。

市民の住環境の向上を図るためにも、引き続き、早期の水洗化に向けた積極的な働きかけを行うよう要望する。

[上水道管理課]

特に指摘すべき事項はなかった。